

## 別紙2

### 令和8年度建設主要資材一括承認 提出書類

#### (1) 生コンクリート

- ①承認品目一覧表
- ②工場の概要
- ③JIS適合性認証書(写)
- ④使用材料関係
  - ・骨材試験成績表
  - ・練り混ぜ水試験成績表
  - ・セメント試験成績表
  - ・混和剤試験成績表
  - ・骨材のアルカリ反応試験結果及び抑制対策
  - ・砂利採取許可書(写)
- ⑤配合報告書
- ⑥品質管理監査合格証(写)

#### (2) コンクリート積みブロック

- ①ブロック諸元標準配合表
- ②長野県特定コンクリート二次製品工場指定書(写)
- ③工場の概要
- ④JIS適合性認証書(写)
- ⑤使用材料関係
  - ・骨材試験成績表
  - ・セメント試験成績表
  - ・混和剤試験成績表
  - ・鋼材検査証明書
  - ・骨材のアルカリ反応試験結果及び抑制対策
  - ・塩化物含有量測定記録
  - ・圧縮強度管理記録

#### (3) コンクリート二次製品

- ①承認品目一覧表
- ②工場の概要
- ③JIS適合性認証書(写)
- ④製品図・製品寸法一覧表
- ⑤コンクリート配合設計
- ⑥使用材料関係
  - ・骨材試験成績表
  - ・セメント試験成績表
  - ・混和剤試験成績表
  - ・鋼材検査証明書
  - ・骨材のアルカリ反応試験結果及び抑制対策
  - ・塩化物含有量測定記録
  - ・圧縮強度管理記録
- ⑦製品の検査成績表

#### (4) 路盤材(再生材は除く。)

- ①承認品目一覧表
- ②工場の概要
- ③試験結果報告書
  - ・ふるい分け試験結果
  - ・比重及び吸水率試験結果
  - ・すり減り減量試験結果
  - ・液性限界及び塑性限界試験結果
  - ・締め固め試験結果
  - ・修正CBR試験結果

## 令和8年度 生コンクリート 一括承認品目 一覧表

長野県建設部で定める「生コン」使用における設計上の構造物分類の表による。

配合種別表

会社名:

工場名:

「生コン」使用における設計上の構造物分類				品質管理等責任者氏名:	
No.	品名・記号	規格	指定事項	工場出荷実施配合呼び方名	水セメント比%、指定セメント量
1	18-8-25-BB (20)	規格品	無筋構造物 W/C=60%以下		
	(18-8-25-N) (20)				
2	18-8-40-BB	規格品	無筋構造物 W/C=60%以下		
	(18-8-40-N)				
3	24-12-25-BB (20)	規格品	鉄筋構造物 W/C=55%以下		
4	24-8-25-BB (20)	規格品	鉄筋構造物 W/C=55%以下		
5	24-12-40-BB	規格品	鉄筋構造物 W/C=55%以下		
6	(24-8-40-BB)	規格品	鉄筋構造物 W/C=55%以下		
7	21-5-40-BB	規格品	砂防ダム水通しコンクリート W/C=60%以下		
	(21-5-40-N)				
8	18-5-40-BB (18-5-40-N)	規格品	砂防ダム W/C=60%以下		
9	捨-8-40-BB (捨-8-40-N)	規格外品	捨てコンクリート(埋戻コンクリート)		

注1 設計上の構造物分類表(品名・記号及び指定事項等)に合格する「生コン」を個々の工場の実施配合呼び方名で申請すること。

なお、一括承認申請にあたり、全品目を申請しなくても(特殊箇所に使用するコンクリートで通常生産実績がなく工場実施配合呼び方名を有していない品目の「生コン」)可。

未承認品目の「生コン」については、使用する工事箇所ごとに請負者が「生コンクリート工場承認願」に必要資料を添え提出し発注者の承認を受て使用することができる。

注2 品名の( )「生コン」は、建設部の「生コン」規格の標準品でないので、使用にあたり請負者が発注者の承認(施工承認)を得た場合に使用することができる「生コン」である。よって、未申請でも可。なお、「生コンクリート工場承認願」には、申請コンクリートの配合報告書及びコンクリート試験録等の資料、又は直近の品質管理資料等の写しを添付し申請すること。

(平成14年4月1日から請負者は、原則として「一括承認」されている工場から「生コン」を選択し、発注者の承認を得て使用すること。(以下「使用承認」という。)「使用承認」に配合報告書を添付すること。)

注3 様式は各社の独自様式でも可ですが、上表に記載すべき項目は記入願います。

## 令和8年度 路盤材料 一括承認品目 一覧表

会社名：

工場名：

TEL

品質管理等責任者氏名：

製品呼び名	粒度範囲 mm	製品名
粒度調整碎石 40mm以下	40～0	
粒度調整碎石 25mm以下	25～0	
クラッシャーラン 40mm以下	40～0	
クラッシャーラン 25mm以下	25～0	
切込碎石 40mm以下	40～0	

注：会社名、出荷する工場名を記入し、左記の製品について工場から出荷する製品名を記入してください。

## 令和8年度間知ブロック一括承認品目一覧表

製造工場名 代表者氏名	所在地 電話番号 品質管理等責任者氏名	JIS許可番号 許可年月日	長野県指定書番号 指定年月日	製品種類	特殊製品等 規 格	成形方法	出荷 材令	養生方法		骨材産地	セメント 製造会社	日 生産量	
								夏期	冬期			通常	最大

注1 上記表中製品種類欄に種類別に記入し、大型ブロック等は規格欄に規格等を記入してください。

注2 各製造工場は毎月の管理データを承認事項の審査資料とするため提出すること。

なお、前年度に毎月の管理資料の提出の無い会社は、一括承認の対象としない。

よって、コンクリート二次製品(積みブロック)使用承認願いを工事箇所ごとに提出し承認を必要とします。

## 令和8年度コンクリート二次製品一括承認品目一覧表

会社名:

工場名:

品質管理等責任者名:

TEL

No.	品名	各社の呼び製品名・規格(範囲)
1	自由勾配側溝 300*300 L=2m 600*1100 L=2m及び甲蓋	
2	鉄筋コンクリートU型側溝及び甲蓋	
3	車道用U型側溝	
4	特車U型側溝及び甲蓋	
5	歩道用U型側溝及び甲蓋	
6	ボックスカルバート 300*300 L=2m～1000*1000 L=2m	
7	コンクリートL型側溝	
8	ベンチフリューム	
9	地先境界ブロック	
10	境界杭(長野県型)	
11	スノーガッター(アールガッター)	
12	サイドブロック(L=0.5m, W=0.4m)	

注: 上記表中の製品名規格欄に承認製品の規格(例:長さ-25型、30型、等)記入してください。

上記の品名に該当しない製品及び範囲から外れる製品は一括承認の対象外としますが、別に参考資料としての提出は可とします。

なお、使用するときはコンクリート二次製品使用承認願を工事箇所ごとに提出し、承認を必要とします。